

PRESS RELEASE



名古屋証券取引所

NAGOYA
STOCK EXCHANGE

名古屋市中区栄 3-8-20 〒460-0008
Tel 052-262-3171 www.nse.or.jp

平成 25 年 11 月 27 日

各 位

1 1 月社長記者会見

1. 新規上場の促進に向けた上場制度の見直しについて <資料 1 >
2. 名証上場企業就職フェアについて <資料 2 >
3. 年末年始の行事について <資料 3 >

以 上

新規上場の促進に向けた上場制度の見直しについて

平成25年11月27日

株式会社名古屋証券取引所

I. 趣 旨

当取引所は、中部地域の経済インフラの一つとして、上場企業、投資家等の利用者の皆様方に対して市場選択の機会を提供するとともに、地域経済の一層の発展に寄与することを目指して、「名証の利用促進に向けた新たな施策について」を取りまとめ、本年9月に公表いたしました。その中で当取引所は、「新規上場の促進」を最重要課題の一つとし、わが国における株式上場のファーストステップ市場である中堅・中小企業向けの市場第二部及び成長企業向けのセントレックスについて、市場の信頼性・公正性を維持しながら、上場機会の拡大を図る方向で、上場制度を見直すこととしております。

当取引所では、本施策に基づき、中堅・中小企業の新規上場を促進する観点から、本則市場の上場審査基準における株式の流動性に係る基準について見直しを行うほか、セントレックスの上場審査基準等における上場時価総額基準の緩和を図ることとし、併せて、上場申請書類等の一部簡素化を行うとともに、その他所要の見直しを行います。

II. 概 要

項 目	内 容	備 考
1. 本則市場の上場審査基準における株式の流動性に係る基準の見直し	<ul style="list-style-type: none"> 新たに「公募等の実施」に係る基準を新設し、現行の「流通株式数」基準又は当該新設基準のいずれかの基準に適合すれば足りるものとします。 「公募等の実施」に係る基準は、上場申請日から上場日の前日までに、1,000単位又は上場時に見込まれる上場株式数の10%のいずれか多い株式数以上の公募又は売出しを行うこととします。 	<p>※新たな基準の設定は、新規上場に必要な公募株式数等を明示することで、新規上場申請者の上場前の資本政策の立案を容易にするとともに、上場申請に係る株券の公募又は売出し（以下「上場に係る公募等」といいます。）により相当数以上の流通株式を確保し、上場日以後の公正な株価形成が見込まれる会社については、実質要件に基づく審査の対象とできるようにする趣旨です。</p> <ul style="list-style-type: none"> 上場後の流動性を確保するため、上場廃止基準（流通株式数が1,000単位未満であること）の見直しは行いません。

項目	内 容			備 考												
	<p>(参考：見直しの概要)</p> <table border="1" data-bbox="546 284 1391 858"> <thead> <tr> <th data-bbox="546 284 651 331">基準</th> <th data-bbox="651 284 1016 331">見直し前</th> <th data-bbox="1016 284 1391 331">見直し後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="546 331 651 459">/</td> <td data-bbox="651 331 1016 459">「流通株式数」基準に適合すること</td> <td data-bbox="1016 331 1391 459">「流通株式数」基準又は「公募等の実施」基準に適合すること</td> </tr> <tr> <td data-bbox="546 459 651 695">流通株式数</td> <td data-bbox="651 459 1016 695">次の a 及び b に適合すること a 流通株式数が2,000単位以上 b 流通株式数比率が25%以上</td> <td data-bbox="1016 459 1391 695">(見直し前と同じ)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="546 695 651 858">公募等の実施</td> <td data-bbox="651 695 1016 858">—</td> <td data-bbox="1016 695 1391 858">・公募又は売出株式数が1,000単位又は上場株式数の10%のいずれか多い株式数以上</td> </tr> </tbody> </table>			基準	見直し前	見直し後	/	「流通株式数」基準に適合すること	「流通株式数」基準又は「公募等の実施」基準に適合すること	流通株式数	次の a 及び b に適合すること a 流通株式数が2,000単位以上 b 流通株式数比率が25%以上	(見直し前と同じ)	公募等の実施	—	・公募又は売出株式数が1,000単位又は上場株式数の10%のいずれか多い株式数以上	<ul style="list-style-type: none"> ・「公募等の実施」に係る基準に適合するため、上場に係る公募等の内容及び手続を記載した当取引所所定の「公募又は売出予定書」を提出する新規上場申請者は、「株式の分布状況表」の提出を要しないものとします。
基準	見直し前	見直し後														
/	「流通株式数」基準に適合すること	「流通株式数」基準又は「公募等の実施」基準に適合すること														
流通株式数	次の a 及び b に適合すること a 流通株式数が2,000単位以上 b 流通株式数比率が25%以上	(見直し前と同じ)														
公募等の実施	—	・公募又は売出株式数が1,000単位又は上場株式数の10%のいずれか多い株式数以上														
<p>2. セントレックスの上場審査基準等における「上場時価総額」の基準の緩和</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・現行の基準を以下のとおり緩和することとします。 <ul style="list-style-type: none"> a. 上場審査：上場日において3億円以上となる見込みのあること b. 上場廃止：2億円未満の場合で、猶予期間内に2億円以上とならないとき <p>(参考：見直しの概要)</p> <table border="1" data-bbox="546 1198 1391 1390"> <thead> <tr> <th colspan="2" data-bbox="546 1198 748 1246">基準</th> <th data-bbox="748 1198 898 1246">見直し前</th> <th data-bbox="898 1198 1391 1246">見直し後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="546 1246 748 1318" rowspan="2">上場時価総額</td> <td data-bbox="748 1246 898 1318">審査基準</td> <td data-bbox="898 1246 1016 1318">5億円</td> <td data-bbox="1016 1246 1391 1318">3億円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="748 1318 898 1390">廃止基準</td> <td data-bbox="898 1318 1016 1390">3億円</td> <td data-bbox="1016 1318 1391 1390">2億円</td> </tr> </tbody> </table>			基準		見直し前	見直し後	上場時価総額	審査基準	5億円	3億円	廃止基準	3億円	2億円	<ul style="list-style-type: none"> ・上場廃止に係る「上場時価総額」の基準の充足にあたっては、あわせて上場株式数に2を乗じて得た数値以上であることが必要となります（現行どおり）。 ・上場廃止に係る「上場時価総額」の基準は、現在、現行の3億円を1.8億円に変更して適用しておりますが、この改正規定施行の日以後は2億円を1.8億円に変更して適用します。 	
基準		見直し前	見直し後													
上場時価総額	審査基準	5億円	3億円													
	廃止基準	3億円	2億円													

項 目	内 容	備 考
3. 上場申請書類等の一部簡素化	<ul style="list-style-type: none"> ・新規上場申請者が上場申請から上場日までに提出することとしていた従来書類を見直し、その一部の提出を要しないこととします。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「上場申請のための四半期報告書」（本則市場への新規上場申請者における最近1年間に終了する事業年度の各四半期会計期間に係るものに限り、）電子開示手続により提出された有価証券届出書等について、提出を要しないこととします。
4. その他	<ul style="list-style-type: none"> ・その他所要の改正を行うものとします。 	

Ⅲ. 実施時期（予定）

- ・平成26年1月を目途に実施し、改正規定施行の日以後に上場申請を行う者から適用します。

以 上

平成25年11月27日
株式会社名古屋証券取引所

「上場企業就職フェア」の開催について

1. 概要

当取引所は、昨年に引き続き、就職支援会社との共催で「上場企業就職フェア」を開催することとしました。

開催目的は、企業の上場メリットの一つである知名度向上に伴う優秀な人材獲得に着目し、名証上場企業の人材獲得の側面支援を通じて、企業活動の活発化、ひいては地域経済の活性化の一助とすることにあります。

今回も、中部地区に拠点を置くとともに「地元密着」というテーマを当取引所と共有し、当地区を中心とした多数の上場企業等に支援実績を有している名大社との共催により実施いたします。

2. 「上場企業就職フェア」実施要領

項目	内容
会 期	平成25年12月22日(日) 11:00~18:00
会 場	名古屋国際会議場 イベントホール 〒456-0036 名古屋市熱田区熱田西町1番1号
出 展 社 数	43社
対 象	2015年卒業予定の学生
内 容	<p>①自由面談（企業ブースにおける学生への説明等） 自社ブースに来訪する学生に対し、個別に説明</p> <p>②特別講演会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・名古屋証券取引所 「上場企業」の優位性、社会的意義、強み（高い信用力など）について講演会を開催 ・名古屋就職塾 塾長／人材育成コンサルタント 堀内裕一郎氏 学生の今後の就職活動ノウハウに役立つ講演を実施 ・出展企業による業界動向等についての講演会 株式会社大垣共立銀行 LIXILグループ株式会社 <p>※今回は、名証もブースを設置し、「上場企業」の優位性などを来場した学生に向けて情報発信します。</p>

問い合わせ先 営業推進グループ TEL 052-262-3173

以上

「名証上場企業就職フェア」出展企業一覧（五十音順）

会社名	
アルペン	中部電力
ICDAホールディングス	中部日本放送
壱番屋	テスク
今仙電機製作所	東海エレクトロニクス
井村屋グループ	東海東京フィナンシャル・ホールディングス
エディオン	東建コーポレーション
MIEコーポレーション	東陽倉庫
岡谷鋼機	トーカン
オリバー	トランコム
北川工業	日本トランスシティ
キムラユニティー	バロー
サーラ住宅	富士精工
CKD	文溪堂
CDS	マックスバリュ中部
ジャニス工業	三重銀行
ジャパンマテリアル	三重交通グループホールディングス
スギホールディングス	ミタチ産業
セイノーホールディングス	美濃窯業
太平洋工業	名港海運
竹田印刷	LIXILグループ
中部瓦斯	リゾートトラスト
中部飼料	

平成25年11月27日
株名古屋証券取引所

年末年始の行事のご案内

名古屋証券取引所では、「大納会」及び「新甫大発会」を下記のとおり執り行いますので、お知らせいたします。

記

1. 大納会

(1) 日 時 平成25年12月30日(月)

午後3時45分～

(2) 会 場 5階名証ホール

2. 新甫大発会

(1) 日 時 平成26年 1月 6日(月)

午前8時45分～

(2) 会 場 5階名証ホール

以 上